「ラー麦」の商標使用について

令　和　8　年　7　月　6　日
福岡県農林水産部水田農業振興課

「ラー麦」の商標（名称・ロゴマーク）使用について、使用取扱要領に定める事項のほか、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）
「ラー麦」の商標は、小麦粉、ラーメン、および中華麺に限って使用を認めています。それ以外の使用については、県庁水田農業振興課にお問い合わせください。

（２）
「ラー麦」の商標は、福岡県外でも使用できますが、福岡県以外の地名が付されている商品での使用は認めません。
（例：札幌ラーメン等）